

障がい福祉人材の確保に向けたアンケート集計結果分析

1.調査結果概要

回答者：市内障害福祉サービス事業所等

対象事業所数 795 事業所 (R3.9.1 現在) 回答事業所数 231 事業所

回答率 29%

実施時期：令和3年9月27日(月)から令和3年10月12日(火)

実施方法：電子申請システム

2.分析 **資料2-2 1ページ参照**

①障がいのある人を多く雇っているサービス(全体数の5%以上)

- ・計画相談・地域移行支援・就労移行支援・障害児入所支援

⇒資料2-2：2ページQ1～3の結果によると、清掃・支援補助等での採用も多く、また、相談系のサービスでは、ピアサポーターとしての雇用もみられた。静岡県が実施している知的障害者等居宅介護職員養成研修事業等、障がいのある人がサービスの担い手として活躍する機会を増加していく流れもある。

②65歳以上の人を多く雇っているサービス(全体数の20%以上)

- ・居宅介護・同行援護・短期入所・共同生活援助・重度訪問介護・就労継続支援A型

⇒高齢者の活躍しやすい業種であるのか、人材不足により高齢者の割合が増加しているのか検証が必要。上記以外のサービスについても、高齢者が活躍しているサービスは多く、資料2-2：2ページQ4～5の結果によると、多様な業務に幅広く携わっており、地域交流などがきっかけで、雇用に繋がっているケースも複数みられた。マッチング等により、高齢者雇用を増加していくことについても、検討の余地がある。

③外国人を多く雇っているサービス(全体数の5%以上)

- ・移動支援・就労継続支援A型

⇒全体的に1%程度に留まっている。採用時に重視する点として、「コミュニケーションがとれる」ことを挙げる事業所が多く(資料2-2：3ページQ7)、ある程度の語学力が必要であることが想定される。一方で、外国人サービス利用者が増えてきており、コミュニケーションに苦慮するといった声もある。

④新卒採用者が0人で、実務経験者のみ採用しているサービス

- ・計画相談支援・障害児相談支援・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援・自立訓練(機能訓練)・福祉型障害児入所支援・短期入所

⇒従事者に資格が求められるサービスが多い。(相談系・ヘルパー系)一方で、福祉大学卒業時に得られる資格もあるため、新卒採用の雇用が不可能ということではない。

- ⑤離職者のうち、5年以内に離職した人が50%以上（ただし、人数が5人以下を除く）
- ・居宅介護・生活介護・短期入所・就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型

⇒ 定着率の高い事業所の事例検証。一般化の可能性を検討。

- ⑥離職率が入職率を上回るサービス

- ・地域移行支援・短期入所

- ⑦人材が不足していると答えた事業所の割合が50%以上のサービス

- ・居宅介護・重度訪問介護・共同生活援助・同行援護
(地域移行支援・福祉型障害児入所支援)

⇒ヘルパーを要する訪問系事業所等が特に多い。また、計画相談支援・障害児相談支援については、不足していないと回答した事業所も多いが、新規利用を断っているケースも見られる。これらのサービスを中心に、人材不足解消に向けた検討を進めていく必要がある。

- ⑧ー1 福祉大学等の実習を受け入れており、実際に受け入れが採用に繋がっているサービス

- ・施設入所支援・生活介護・短期入所・就労継続支援 B 型・児童発達支援・放課後等デイサービス・その他

- ⑧ー2 福祉大学等の実習を受け入れていないサービス

- ・居宅介護・重度訪問介護・自立訓練・就労移行支援・就労定着支援・保育所等訪問支援・地域移行支援

⇒ 受け入れを行っていないサービスでは、人材が不足していると答えた事業所と重なっている部分も多い。実習の受け入れ可否について、検討を行う余地がある。

3. 全体分析

- ・特に人材確保が急務であるのは、訪問系サービスである。

(2. 分析⑤参照。また、資料2-2:6ページ Q11では、新規受入ができないといった声も多数。)

- ・相談系サービスについては、人材が不足していると回答した事業所の数は、50%を下回ったが、静岡県障がい者共生のまちづくり計画(令和3~5年度)では、障害福祉サービスの利用者増加の見込みにより、R5年度には、計画相談支援で124人(R元年度比1.75倍)、障害児相談支援で100人(R元年度比で1.9倍)の相談支援専門員が必要となる見込みとなっており、人材の確保が求められており、訪問系サービスと同様に人材の確保が急務であるといえる。

- ・障がい者人材、高齢者人材、外国人人材などの活用は、現に活躍している例も複数見られ、人材確保に有効である可能性はあるが、専門性が求められるサービスについては、活躍が難しい可能性がある。一方で、相談系サービスについても、令和3年度の報酬改定により、ピアサポート実施加算が新設され、障がい当事者による支援が評価されるようになった。
- ・相談系サービスに対しては、経営モデルの提示などの意見があった。(資料2-2：4ページ)
- ・訪問系サービス・相談系サービスへの対策としては、2. 分析⑧の結果から、福祉大学等の実習の受け入れによる有資格者、若手の確保について検討の余地があると考えられる。
- ・訪問系サービスに対しては、介護分野との類似性、相違点などからの分析も求められる。(資料2-2：4ページ)
- ・また、資料2-2：4ページQ13の結果によると、人員が確保されれば訪問系・相談系サービスの事業所開設を検討したいといった声もあり、これらの事業所への事業所課題ヒアリング等の余地がある。
- ・障害福祉分野のイメージアップを図るべきという意見もあった。(資料2-2：4ページ)

4. 今後の検討の方向性

- ・資料2-3に掲載されている各種の施策を推進。
- ・障害福祉分野の魅力向上・実習受け入れ促進に向けた福祉大学生等へのアプローチの検討。
- ・障害福祉サービス事業所との、障がい福祉人材の育成の必要性に関する認識及び好事例の共有。